

---

---

# 日本における認証評価の将来展望

清水 一彦 (筑波大学)

---

---

## 1 大学の評価・淘汰の時代へ

現代は大学改革とともに大学評価の時代である。平成16年度から改正学校教育法(第69条の4)によって、各大学は教育・研究等の総合的な状況について文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による第三者評価を受けることが義務づけられることになった。自己点検・評価から始まったわが国の大学評価は、今や第三者による外部評価や事後チェックの適格認定(認証評価)へと発展してきた。これまでは厳しい設置認可を経た大学は、何らかの国の助成によって最低限その水準の維持を図ることができた。しかし、今後は評価によって資源配分にも影響を受け、事前チェックの緩和によって各大学の質の保証は必ずしも期待できなくなった。また、社会的な存在と化した大学は、社会や国民に対するアカウンタビリティ(説明責任)を果たす必要が高まってきている。大学の評価は直接受験生や社会にはねかえってくる。その結果、自らの努力を怠っている大学は受験生や社会から敬遠され、それは大学自身の存廃へとつながっていくことになる。まさしく大学淘汰の時代の到来である。

## 2 認証評価制度の日本の特質

認証評価制度の導入による高等教育の構造改革は、その原点を忘れると思わぬ方向に進んでしまう危険性をもっている。アメリカのアクレディテーションをモデルに導入された認証評価制度であるが、その様子は異なったものであり、また具体的にどの地区基準協会の実践を念頭に入れているのか、将来の評価システム全体をどう考えようとしているのか必ずしも定かではない。

アメリカにおいてアクレディテーションを実施する機関は、全国六つの地区基準協会と各専門分野・領域団体によるものと大別されることは広く知られている。しかし、それぞれの地区基準協会のアクレディテーション実施の背景や経緯、運用形態は多様であり、専門分野・領域団体も数多い。現在、アメリカのアクレディテーター

ションについてみれば、歴史的には、連邦政府や州によるア krediteーションからボランティアな団体によるア krediteーションへと移行し、また中等学校のア krediteーションを経て高等教育機関のア krediteーションが開始されたという経緯がある。各大学において最も社会的影響力の強い地区基準協会も、当初は個人会員制や機関会員制から出発しア krediteーションへと移行してきた。

わが国で始まる新たなア krediteーションの特色は、法律に基づく義務化を最大とし、チャーターリング付きのア krediteーションであるということである。国の認証要件に設置基準の遵守を含めた点にそれを伺うことができ、いってみればア krediteーションに官のシステムを残した格好になる。従来、設置認可に伴う視学委員の実地視察による事後チェック機能も付加されていたが、これをすべて国の手から離し民間（団体）に委ねることになったのである。名乗りを挙げた認証評価機関は、多くは機関会員制によるボランティアな団体であるが、アメリカの地区基準協会にみられるような地域的特色や歴史性・多様性を有しているわけではない。独立行政法人化された大学評価・学位授与機構にしても設置後まもない新しい機関である。地域的特性をもって発展してきたアメリカの大学との大きな差異はここにある。民のシステムとしてアメリカで生まれたア krediteーションが、官のシステムを含んで試行されようとしている点がまさしく日本の特質なのである。果たして「日本型」ア krediteーションが成功するかどうかは、こうした基本枠組みにあるというより、むしろその運用にかかっているとよい。

### 3 質の保障は誰のためか

認証評価制度の導入は、規制緩和やグローバル化等の社会変化に対応して大学の質をどう保証するのかという観点から生まれてきたものである。したがって、この制度の成否は大学の質的維持・向上の観点からみる必要がある。受験競争の緩和とともに教育改革の合い言葉になっている質的向上については、正直のところ「言うは易し、行ふは難し」である。質（quality）とはいったい何をいうのか。商品経済とか経営工学に基礎をおく経営管理における品質といえ、一般に要求に対する適合（fitness for demand）を表す。社会システムとしての大学は、人材養成という教育の場と基礎・応用を中心とした研究の場である。要求は、顧客である学生とともに国民を含む社会の側から出てくる。教育と研究を両輪とした大学車が、顧客にも社会にも満足いく品質をどう確保していったらよいのか、これが認証評価を実施する上で最も本質的な視点にならなければならない。

100年以上の歴史を有するアメリカのア krediteーションの実践から学ぶとす

れば、少なくとも次の4点を挙げるができる。一つは、基準は常に修正、改善が加えられていること、二つは、数量的な基準から定性的な基準へと変化していること、三つは、選別より向上目標に主眼が置かれていること、四つは、画一化・標準化から大学の多様性を保持し、各大学の改善を支持するシステムへと変わってきていること、などである。このうち最後の大学の多様性や個々の大学の改善・改革に資するような評価システムづくりが大切であると考え。そのためには、認証評価機関自身がそれぞれ独自の顔をもつことが期待される。

#### 4 対話の尊重と教育の重視

すでに平成16年度にはトップを切って大学基準協会による認証評価が始まり、今後大学評価・学位授与機構、短期大学基準協会あるいは日本高等教育評価機構(仮称)などの認証評価機関によって続々と開始されることになっている。

現在、会員制を採用する認証評価機関では、対話の尊重と教育の重視という個性を打ち出し、それを基軸に評価基準づくりが進められている。評価する側と評価される側との対話を重視することは、各大学の多様性を担保するものであり、また教育の評価を中心にしていることは、定性的な基準や向上目標を想定するものである。

認証評価は、優れたものや劣っているものを選定するものではなく、一定の基準に基づいて適格か不適格か、あるいは合格か不合格かを判断・認定するものである。その判定作業は多くの時間と労力を必要とし、かなりの困難を伴う。評価者と被評価者の双方のコミュニケーションがそうした困難な作業を和らげ、評価の妥当性や継続性をもたらしてくれる。他方、教育中心の評価は、学生の要求に対する適合という品質評価を意味する。狭義には、学生そのものに対する品質(学生の能力)評価を指し、広義には学生の品質を確保するための活動(入試、教育、施設・設備、事務など)評価を指す。こうした評価項目を設定し、品質管理、品質保証そして品質評価といった手順で定性的に評価することによって各大学の改善を支持していくことになる。各大学の改善や改革のサイクルを支持することが、全体として教育の質的水準の維持・向上に結びつき、ひいては学校教育を含む教育全体の水準保証へと繋がっていくのである。国のグランドデザインに含まれる大学の質の保証システムの構築は、何よりも大学の生命線ともいべき教育の質的水準の維持・向上を第一義としていると考えられる。